

① 制度の概要

本制度は、産科施設において分娩取扱の継続が困難な場合に、**妊婦健診等を担う施設として診療を継続**することで、地域の他の産科施設の負担軽減を支援する補助金です。地域の実情に応じた産科施設の役割分担を進め、**周産期医療提供体制を確保**することを目的としています。

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、周産期医療体制の確保が困難となっている医療機関に対し、令和6年度及び令和7年度における施設整備費用について支援を実施します。都道府県が策定した**医療計画上の集約化・重点化計画との整合性**が確保されていることが条件となります。

② 支援内容

施設当たり1,680万円を上限

最大1,680万円

補助率：1/2

③ 対象となる取組

【施設整備】

- 妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースの設置または改修
- 診療部門（診察室、病室等）の新築、増築、改築及び改修

【設備整備】

- 妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台の整備
- 超音波診断装置等の医療機器の整備

④ 対象者

- **病院及び診療所**その他厚生労働大臣が認める者
- 令和6年度において妊産婦の健康診査を実施すること
- 令和6年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること
- 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること
- 令和6年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい

⑤ 専門家活用のススメ

- **医療経営コンサルタント**：施設整備計画の策定、補助金申請書類の作成、事業計画の精査などを専門家に依頼することで、**採択率が大幅に向上**します。
- **医療政策に詳しい行政書士**：医療計画との整合性確認、都道府県担当部局との調整など、行政手続きに精通した専門家の支援が有効です。
- **建築設計の専門家**：施設整備の具体的な設計図面作成、工事費の積算など、技術面での専門的支援により申請内容の**信頼性が向上**します。
- **医療機器メーカーの営業担当**：必要な医療機器の選定、見積書の取得など、設備整備に関する情報提供を受けることができます。

⑥ 採択率向上のポイント

- **都道府県の医療計画との整合性**：医療計画上の**集約化・重点化計画との整合性**を明確に示すことが重要です。事前に都道府県担当部局と綿密な協議を行いましょう。
- **地域における役割の明確化**：分娩取扱を継続できない理由と、**妊婦健診等を担う施設として継続する必要性**を具体的に説明することが求められます。
- **施設整備計画の具体性**：整備する施設や設備の内容、整備後の診療体制について**詳細な計画書**を作成しましょう。
- **地域医療への貢献度**：地域の他の産科施設の負担軽減効果や、周産期医療提供体制の維持にどのように貢献するかを**定量的に示す**ことが効果的です。
- **産後ケアの実施体制**：令和6年度に**産後の健康診査及び産後ケア**を実施することが望ましい要件となっています。実施計画を示すことで評価が高まります。
- **他施設との連携体制の構築**：地域の分娩取扱施設との**具体的な連携スキーム**（紹介・逆紹介の流れ、緊急時の対応等）を明示することで信頼性が向上します。
- **費用積算の妥当性**：施設整備費や設備費の見積は**複数業者から取得**し、適正価格であることを示すことが重要です。工事内訳の詳細も必須です。
- **事業継続性の証明**：整備後の**収支見込みや経営計画**を示し、妊婦健診等を長期的に継続できる体制を証明しましょう。

⑦ 戦略的分析

【周産期医療の課題と本制度の意義】

- 全国的に**産科医不足**が深刻化し、分娩取扱施設が減少しています。一方で、妊婦健診や産後ケアのニーズは継続しており、役割分担が重要です。
- 本制度により、**妊婦健診特化型**の施設として継続することで、地域の分娩取扱施設の負担を軽減し、周産期医療体制全体を維持できます。
- 物価高騰により施設整備費用が増大している現状において、**1/2の補助率**は医療機関の経営に大きな支援となります。

【医療施設等経営強化緊急支援事業の全体像】

- 本制度は**6つの事業**で構成される医療施設等経営強化緊急支援事業の一つです。他に生産性向上支援、病床数適正化支援、施設整備促進支援、分娩取扱施設支援、小児医療施設支援があります。
- **複数の事業の併用**が可能な場合があるため、都道府県担当部局に確認し、総合的な支援活用を検討しましょう。
- 地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制確保を**一体的に支援**する枠組みとなっています。

⑧ 周産期医療施設の役割分担



役割分担の重要性：分娩取扱施設と妊婦健診特化施設の連携により、地域全体の周産期医療体制を効率的に維持できます。

本制度の位置付け：妊婦健診特化型として約30%の施設が地域医療を支えることを想定しています。

⑨ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
申請書	<input type="checkbox"/> 医療計画との整合性を明記すること <input type="checkbox"/> 施設の現状と整備後の姿を明確に記載
事業計画書	<input type="checkbox"/> 妊婦健診等の実施計画を具体的に記載 <input type="checkbox"/> 地域の産科施設との連携体制を明示
施設整備計画書	<input type="checkbox"/> 整備する施設・設備の詳細を記載 <input type="checkbox"/> 工事費の見積書を添付
収支計画書	<input type="checkbox"/> 整備費用の内訳を明確に記載 <input type="checkbox"/> 自己負担分の資金調達方法を明示
都道府県との協議資料	<input type="checkbox"/> 医療計画上の位置付けを確認 <input type="checkbox"/> 都道府県知事の判断書類を添付

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/11/7作成】

⑩ 申請スケジュール

事前準備期間

都道府県担当部局との協議が最重要です。医療計画との整合性確認、施設整備計画の策定などに3~6ヶ月程度を想定しましょう。施設整備の設計図面作成、工事費の見積取得なども並行して進めます。

受付期間

2026年3月31日まで（随時受付）

都道府県を通じて申請します。各都道府県により受付方法が異なるため、**必ず都道府県担当部局に確認**してください。

審査期間

都道府県知事による判断後、厚生労働大臣が適当性を認定

交付決定

厚生労働大臣が適当と認めた施設に対して交付決定されます。

事業実施期間

令和6年度及び令和7年度における施設整備が対象となります。工事完了後、実績報告を提出してください。

⑪ 問い合わせ

制度詳細 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51451.html

お問い合わせ 厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話番号 03-5253-1111（代表）
※各都道府県へお問い合わせください。